

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針について（平成19年6月4日変更）

水産業をめぐる諸情勢にかんがみ、以下の項目について変更を行う。

漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向
漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項
漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項
その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

変更のポイントは以下のとおり

漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

【ポイント】
農林水産公共事業の改革の基本方向（改革の5原則）にもとづき規定を充実
非公共施策との連携 予算配分のメリハリ 国、地方の役割分担
既存ストックの有効利用 入札改革、コスト縮減



既存ストックの有効利用の促進
（老朽化した防波堤の延命化）

漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

【ポイント】
漁場整備において、可能な限りモニタリングによる影響把握に努めるなど、環境への変化に柔軟に対応した整備の推進等について規定を充実



藻場の積極的な保全・創造
（ホソメコンブとウスメバルの稚魚）

漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

【ポイント】
漁港漁場整備事業の重点的に取り組むべき課題の明確化と、課題解決に向けた具体的な対策について規定を充実

我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上
国際競争力強化と力強い産地づくりの推進
水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成



放流場としての漁港の有効活用



都市と漁村の交流の促進
（定置網漁業体験）

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

【ポイント】
漁港整備において、構造上の配慮により水産動植物の成育場としての積極的な活用の推進や、利用目的に応じた更新対策手法等について規定を充実

その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

【ポイント】
都市と漁村の交流、高齢者や女性に配慮した整備、地域特性を踏まえた整備の必要性について引き続き規定